公益財団法人よこはまユース　セーフガーディング指針

2026 年３月 17 日制定

公益財団法人よこはまユース（以下「本法人」）は、すべての青少年が安心・安全に過ごしたり活動することができるよう、本セーフガ―ディング指針（以下「本指針」）を定め、青少年の安全や権利を守るとともに、本法人の役職員による青少年の権利に反する行為や危険を事前に防止します。

青少年の権利に反する行為や危険とは、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト・養育怠慢、その他あらゆる形での個人の権利の侵害を指します。

【セーフガーディングの定義】

セーフガーディングは、関係者による虐待や搾取など、青少年の権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。

【本指針における青少年の範囲】

本指針における「青少年」とは、本法人の事業活動に参加または関与する、年齢が 24 歳までの人を指します。

【対象者】

・本指針は、本法人の役職員及び本法人の事業活動にかかわるボランティア・インターン（以下「関係者」）を対象とします。
・本指針及び行動規範に同意した人のみを、本法人の職員として採用、または本法人の事業活動に参加することを認めます。

【周知】

・本法人の役職員・関係者に、本指針を周知するとともに、本指針の趣旨及び各人の責任を理解する状況を作ります。
・本法人の事業活動に参加する青少年に対しては本指針の周知に努め、相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口を設置して周知します。

【予防】

・セーフガーディングについて本法人役職員及び関係者の理解を促し、具体的な行動につなげるための行動規範（別紙）を定めます。
・本法人役職員・関係者は、本指針及び行動規範についての説明を受け、同意した上で誓約書に署名します。
・本法人の役職員は、青少年の権利に反する行為や危険を回避する方法で事業を実施します。

【報告】

・本法人は、青少年及び本法人の役職員・関係者が安心してセーフガーディングに関する問題を報告・相談できるよう、安全で適切な手段を確保します。

・本法人役職員・関係者は、本法人役職員・関係者による行動規範の違反やその疑い、青少年の安全が脅かされる問題が生じた場合、またはその恐れがある場合は速やかに相談窓口に報告または相談をしなければなりません。

【守秘義務】

・本法人は、セーフガーディングに関する報告・相談及びその対応に携わったすべての役職員・関係者に対して守秘義務を課し、青少年及び報告・相談者のプライバシーを保護します。
・調査及び対応にあたっては、関連する情報は必要最小限の範囲でのみ共有し、適切に管理します。

【対応】

・本法人は、セーフガーディングに関する問題の報告・相談への対応を行う相談窓口を総務課に設置し、総務課長をその責任者とします。
・相談窓口は「報告・相談の受付」及び「受理した報告・相談に関する事実確認」の機能を備えます。
・本法人の事務局長は、相談窓口からの情報及び調査結果に基づき、青少年の権利と安全を守るための対応策を決定し、職員に指示を出します。
・本法人の役職員は、青少年の権利に反する行為を受けた被害者に対して、被害者の意思を尊重した支援を行うとともに、責任をもって適切かつ迅速に問題の解決を図ります。

【処分】

・本法人は、本指針及び行動規範に反する行為を行った役職員に対して適切な処分を行います。処分については、本法人職員処分等に関する委員会が「公益財団法人よこはまユース職員処分等に関する委員会設置要綱」に則り決定します。

【再発防止】

本法人は、青少年の権利や安全が脅かされる問題（疑いを含む）が生じた場合は、適切な再発防止策を講じます。

【職員育成】

・本法人は、本法人の役職員が本指針及び行動規範に沿って業務に従事できるよう、日常的に指導・育成するとともに、定期的に研修を受講する機会を設けます。
・本法人の役職員は、上記の研修を受講します。

【本指針の改訂】

本指針は社会情勢や本法人の事業活動の状況に応じて、適宜見直しと改訂を行います。

公益財団法人よこはまユース　セーフガーディング　行動規範

2026 年３月 17 日制定

本法人の役職員及び本法人の事業活動にかかわるボランティア・インターン（以下「関係者」）は、勤務時間中であるかを否か問わず、以下の行動規範を遵守します。

１．青少年に対して、以下の行為を行わないことを約束します。

- 身体的または心理的に傷つける。
- 権利や尊厳を脅かしたりするような不適切な言動で接する。
- 危険にさらされやすい状況をつくる。
- 危険または乱暴な振る舞いに、見て見ぬふりをする。
- 差別や排除をしたり、えこひいきをする。
- 青少年が自分でできることを必要以上に手伝う。
- 本法人の活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする。
- 青少年や青少年の持ち物を、撮影・録画・録音をする。ただし、事前に本法人が必要であると認めた場合で、かつ本人及び保護者の同意が得られた場合を除く。
- 不必要に身体に接触する。
- 不適切な画像、動画、ウェブサイトに誘導する。
- 性的関係をもつ、またはもとうとする。
- 性的なことを連想させる身振りや態度を取る。
- 同じ部屋で寝る。ただし、事前に本法人が必要であると認めた場合を除く。

２．青少年と接する際に以下の点に留意します。

- 青少年と二人きりになることを避け、周囲の目が届く場所で接する。二人きりで対応する必要がある場合は、青少年に不安を与えない環境を整え、周囲が状況を把握できるようにする。
- 計画や準備の段階で危機管理について検討し、事前に対処する。
- 不適切な行為や言動が見過ごさないようにするとともに、問題が生じた場合、またはその恐れがある場合は、直ちに青少年を保護するとともに、被害の発生を防ぐ。
- 青少年が気になっていることや問題提起に耳を傾け、誠実に対応する。
- 青少年に保障されている権利について、青少年自身が理解するための手助けをする。